

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分担当名	(公財) 大阪武道振興協会 (指定管理者)
処分の名称	大阪市立修道館の使用許可の取消し等
概要	大阪市立修道館条例 (昭和37年12月26日大阪市条例第40号) に記載されている修道館の使用に際して、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立修道館条例 (昭和37年12月26日大阪市条例第40号) 第8条 (URL: http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命じることがあります。 (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき (2) 第7条各号に定める事由が発生したとき ○第7条各号とは以下のとおりです ・公安又は風俗を害するおそれがあるとき ・建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ・管理上支障があるとき ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき ・その他不適当と認めるとき (3) 条例若しくはこの規則に違反し、又はこれらの規定に基づく指示に従わないとき (4) その他不適当と認められる事由が発生、又は判明したとき
ホームページ	https://www.opas.jp/osakashi/
備考	